

「セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）」の概要

【概要】

医療費控除の特例として、平成29年分の確定申告から「セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）」の適用を受けることができます。

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）とは、スイッチOTC医薬品（医療用から転用された医薬品）の購入費用について税務署へ確定申告書を提出することにより、所得控除を受けることができます。

この適用を受けるには、個人が、その年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行ったことを明らかにする書類を添付又は提示する必要があります。セルフメディケーション税制の適用を受ける方で、後期高齢者健康診査等を受診したことの証明が必要な方は、証明依頼書に必要事項をご記入の上、手続きを行って下さい。

【証明依頼手続き】

後期高齢者健康診査等を受診した当時に居住していた市町村又は当広域連合にて、証明依頼書を提出することができます。来所される際は、「後期高齢者医療被保険者証」と「認印」をご持参下さい。なお、郵送による提出も可能ですが、「後期高齢者医療被保険者証の写し」を同封して下さい。

【留意事項】

- 通常の医療費控除とセルフメディケーション税制の適用を併用することはできません。
- 証明書発行には証明依頼書が届いてから1～2週間程度かかる場合がありますので、時間に余裕を持って手続きを行って下さい。

【お問い合わせ先】

〒690-0887

島根県松江市殿町8-3 島根県市町村振興センター4F

島根県後期高齢者医療広域連合 業務課

TEL：0852-20-7527